

宮城県森林審議会森林保護部会議事録

日 時：平成27年12月18日（金）

午前10時30分から午前11時30分まで

場 所：宮城県庁行政庁舎9階 第一会議室

議 事

- 高度公益機能森林の区域の変更について

宮城県森林審議会森林保護部会議事録

1 開会（司会：事務局）

森林保護部会は5名の委員で構成されており、本日3名の委員の出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により、会議の成立を報告した。また、県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条に基づき、審議会を公開とすることの確認を行った。

2 挨拶（佐藤部会長）

ただ今、紹介のありました、森林保護部会の部会長の佐藤でございます。会議の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本部会は、森林審議会規程に基づき、森林病害虫の防除に関する事項を審議することとされておりますが、宮城県においては、松くい虫による森林被害対策が重要な課題のひとつとなっております。

本県には、特別名勝「松島」の松林に代表される、特有の景観の形成によって文化的価値を有している松林や、海からの風や潮から農地や住宅地を守る機能を果たしている松林など、県民のかけがえのない共有財産である松林が多数ございます。

これらの松林における松くい虫被害は、昭和50年に初めて石巻市で発生して以来、平成8年度をピークに減少傾向にありましたが、東日本大震災の影響により、必ずしも十分な対策が実施できなかった影響もあり、震災後は増加傾向にあるようございます。

県によりますと、平成25年度から被害対策を強化したところ、昨年度の被害は減少に転じたとのことでございますが、このことは、関係者の懸命な防除対策の成果が現れたものと感じております。

松くい虫被害対策が所期の目的を達成するためには、実効性のある計画と、当審議会委員をはじめとする関係者の皆様方による団結した取組が必要不可欠であり、県を始めとする関係機関におかれましては、引き続き、適切な防除対策を行い、松くい虫被害を終息の方向に向かわせることができますよう、必要な取り組みをよろしくお願いします。

本日は、お手元にございます、松くい虫被害対策を実施する森林として指定されている「高度公益機能森林の区域の変更」について審議をいただくことになっております。

委員の皆様方の忌憚のない御意見をいただき、本部会の目的が十分に果たせますようお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 出席者紹介等（司会：事務局）

会議に先立ちまして、本日御出席をいただいている委員の皆様をお手元に配布しております出席者名簿に従いまして御紹介させていただきます。

東北森林管理局仙台森林管理署長の小澤委員です。

宮城県林業経営者協会会長の佐藤委員です。

株式会社伝統建築研究所代表取締役の高橋委員です。

なお、宮城県町村会副会長で南三陸町長の佐藤仁委員、女性林業グループ「めぐ実の森くりはら」会長の門傳委員につきましては、御欠席との連絡をいただいております。

- 県職員の紹介 (略)
- 日程説明 (略)
- 資料確認 (略)

4 審議事項

【司会：事務局】

本日の審議事項であります「高度公益機能森林の区域の変更について」は、宮城県森林審議会規程第8条第3項第1号の規定により、森林保護部会において審議する事項となっておりますので、当部会で御審議いただくこととなります。

それでは早速議事に入らせていただきたいと思います。議事の進行につきましては、宮城県森林審議会規程第8条第5項の規定により、議長は部会長が当たることとなっております。それでは、佐藤部会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

【佐藤部会長】

それでは、議事を進行させていただきます。よろしく御協力をお願いします。

まず、本日の議事録署名委員を小澤委員と高橋委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈了承の声〉

続きまして、3の審議事項に入らせていただきます。平成27年11月12日付けで知事から諮問がありました「高度公益機能森林の区域の変更について」であります。事務局から説明をお願いします。

○ 高度公益機能森林の区域の変更について

- (1) 事務局説明 資料1～4について事務局から説明を行った。
- (2) 質疑応答

【佐藤部会長】

ただ今説明をいただきましたが、御質問はございますか。

【高橋委員】

生育環境が良くないので松は生長するのに時間がかかると思いますが、松くい虫の被害に遭っているのは何年生のものが多いですか。

【高橋森林整備課長】

県内の松くい虫被害のピークであります平成8年頃までは大径木を中心に被害を受けていましたが、現在では小径木も被害を受けている状況です。

松くい虫被害に遭わなければ、充実した資源になっていたことだと思いますが、松くい虫被害によって、多くの松の資源が失われました。

【佐藤部会長】

資料1の5ページの山元町の例について、海岸保全施設の整備により解除された区域の左側も津波被害により現在は松林でなくなっています。こちらの区域も高度公益機能森林に指定されていると思いますが、こちらは解除しないということでよろしいでしょうか。海岸防災林として、今後松林再生

が実施される箇所は区域を解除しないということでよろしいですか。

【高橋森林整備課長】

そのとおりでございます。

【佐藤部会長】

資料1の6ページの東松島市の例について、解除される区域の周辺は高度公益機能森林に指定されているのでしょうか。

【高橋森林整備課長】

高度公益機能森林に指定されています。こちらの区域については、引き続き防除対策を講じていきたいと考えています。

【佐藤部会長】

それでは、他に御意見・御質問がなければ、審議事項についてお諮りしたいと思いますが、お諮りしてよろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。審議事項の「高度公益機能森林の区域の変更について」、「原案のとおり適当と認める」旨の答申をすることとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

「異議なし」ということでございますので、審議事項の「高度公益機能森林の区域の変更について」は、「原案のとおり適当と認める」旨の答申をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審議事項については終了したいと思います。

5 情報提供

- (1) ナラ枯れ被害とその対策について（資料5）
- (2) 平成27年度松くい虫防除薬剤空中散布に伴う影響調査について（資料6）

【佐藤部会長】

他にございませんか。

質問もないようでございますので、以上をもちまして議事を終了いたします。

本部会は震災以降初めての開催とお聞きしております。毎年様々な調査をされているようございまして、可能であれば毎年開催していただきたいと思います。

【司会：事務局】

佐藤部会長ありがとうございました。それでは委員の皆様からその他に何かありますでしょうか。

他になければ、事務局から何かありますでしょうか。

それでは以上をもちまして、宮城県森林審議会森林保護部会のいっさいを終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

〈閉会〉

議事録署名委員

平成 28 年 1 月 18 日

委員 小澤眞虎人 

委員 高橋直子 